

岐阜労働局 発表
平成 28 年 11 月 24 日 (木)

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課
	需給調整事業室長 篠原 保徳
	需給調整事業係長 柘植 和正
	電話 058-245-1312
	FAX 058-245-3105

報道関係各位

特定労働者派遣事業の事業廃止について

～「関係派遣先派遣割合報告書」を提出しない事業主に対して実施～

厚生労働省において、平成 28 年 11 月 21 日付けで労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第 6 条第 4 項に基づき、下記の特定派遣元事業主に対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じておりますので、配布いたします。

記

1 被処分派遣元事業主

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 事業主名 | 株式会社 ジョイントワーク |
| ② 代表者 | 宇藤 伺一 |
| ③ 所在地 | 岐阜県中津川市かやの木町1-21 カヤノキビル304 |
| ④ 届出受理番号 | 特21-300328 |
| ⑤ 届出受理年月日 | 平成19年5月1日 |

2 処分内容

上記特定派遣元事業主は、労働者派遣法改正法附則第6条第4項に基づき、特定

労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

上記特定派遣元事業主は、

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第23条第3項において、関係派遣先派遣割合報告書を提出しなければならないとされているにもかかわらず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第17条の2に規定する提出期限を経過してもこれを提出することなく、
- ② これに対する労働者派遣法第48条第1項に基づく指導に従うことなく、
- ③ また、労働者派遣法第48条第3項に基づく指示を行ったにもかかわらず、関係派遣先派遣割合報告書を提出することなく、労働者派遣法第23条第3項の規定に違反したこと。

※ 労働者派遣法の関係条文は別添を御参照ください。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年法律第88号) (抄)

(事業報告等)

第二十三条

～2 (略)

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4～5 (略)

(指導及び助言等)

第四十八条

厚生労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定より読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律
(平成27年法律第73号) (抄)

附則（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

第六条

この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申

請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2～3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5～7 (略)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則
（昭和61年労働省令第20号）（抄）

（関係派遣先への派遣割合の報告）

第十七条の二

法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（様式第十二号の二）を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。